

令和6年11月7日

都道府県歯科医師会
社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 大杉 和司

「疑義解釈資料の送付について（その14）」について

平素より本会会務運営に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より11月5日付にて、「疑義解釈資料の送付について（その14）」が発出されましたので、取り急ぎ、ご連絡いたします。

なお、（別添2）看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係における主な歯科関連項目は下記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

記

○看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

・問1、2、4【看護職員処遇改善評価料、ベースアップ評価料】

（別 添）

・「疑義解釈資料の送付について（その14）」

（令和6年11月5日付・厚生労働省保険局医療課事務連絡）